

子育て・子育てに関する相談窓口

＊子どもと家庭の総合相談 問 子どもサポートセンター(子ども家庭支援課) ☎71-0450

内 容 妊娠、出産に関する不安、育児の悩み、子育てに負担を感じるなど、子どもと家庭におけるさまざまな心配事や悩みに対しての相談、支援を行います。
 たとえば・・・
 ・2人目妊娠。出産のときや産後、上の子の世話が心配…
 ・家事や育児に手が回らず困っています…
 ・保育園や学校生活が心配なのですが…など

相談日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

＊子どもの発達相談 問 子どもサポートセンター(子ども家庭支援課) ☎71-0450

内 容 子どもの発達についてご心配や気になることがあれば、お気軽にご相談ください。専門医や、発達相談員、保健師等の多職種が専門的観点から相談に応じます。

相談日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

＊母子相談ダイヤル 問 健康推進課 保健地域医療係 ☎75-5656

内 容 妊娠、出産、育児に関するもののほか、女性特有の疾病、心身不調、不妊、予期せぬ妊娠など、さまざまな悩みに保健師が応じます。

相談日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

＊ひとり親自立支援 問 福祉課 共生社会推進係 ☎64-8888

内 容 母子家庭、父子家庭の生活全般にわたる相談と自立に必要な制度、法律相談等のご案内、養育費等の相談に応じます。

相談日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

子育て・子育てに関する相談窓口



＊入園の相談について

問 保育課 保育係 ☎64-5903

内 容 市内保育園等への入園の相談に応じます。

相談日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

＊『何でも教育相談』

問 教育委員会事務局 電話そうだん係 ☎64-3200

内 容 小学校入学前のお子さんの就学に関することや、小学校・中学校の児童生徒についてのご相談。教育相談員が一緒に考えます。

相談日 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後3時30分

＊障がい児福祉サービス等の利用・相談について

問 子どもサポートセンター(子ども家庭支援課) ☎71-0450

各種福祉施設のご利用や短期入所、在宅生活の援助など福祉サービスのご利用について情報を提供し、障がいのあるお子さんやその保護者のさまざまな相談に応じます。

難病等の方々も障がい福祉サービスの利用の対象となります。

対象疾患はお問い合わせください。

女性弁護士による法律相談

問 人権同和政策課 男女共同参画係 ☎64-5902

内 容 法的に対応したい問題(離婚、親権、財産分与、セクハラ・マタハラ、隣人とのトラブル等)

相談日 奇数月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)第4水曜日(祝日の場合変更有り)
午前9時30分～11時30分(1人30分4名まで)

※必ず下記へ電話で予約してください。

託児を希望される方はお申込みの際お知らせください。

場 所 東部人権啓発センター

その他 毎月の「人権よろず相談」でも弁護士による法律相談がありますのでお問い合わせ下さい。



＊児童虐待の防止

●児童虐待とは…

保護者が18歳に満たない児童の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。
児童の人格形成に大きな影響を与えるとともに、時には児童の命を脅かすこともあります。
児童虐待は子どもの人権を著しく侵害する行為であり、「児童虐待の防止等に関する法律」
「児童福祉法」で禁止しています。

●児童虐待の種類

●身体的虐待

身体に傷を負わせるなど、生命に危険を及ぼす行為。

激しく揺さぶる、殴る、蹴る、叩く、やけどを負わせる、溺れさせる、冬に戸外へ閉め出す、縄などにより一室に拘束するなど。



●ネグレクト

適切な衣食住の世話をせず、放ったらかしにすること。

食事を与えない、入浴させない、汚れた衣類を着続けさせる、病気の疑いがあっても医師にみせない、登校や外出の禁止、乳幼児を自動車内に放置するなど。



●性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させること。見せること。

性器を触る又は触らせる、性器を見せる、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体に強要するなど。



●心理的虐待

子どもの心を著しく傷つける行為。

子どもの面前での夫婦ゲンカ、言葉による脅し、怯えるほど大声で怒鳴る、継続的に無視や拒否的な態度をとる、子どもの情緒的要求に応じない、自尊心を傷つける言

葉を繰り返し使い傷つける、他の兄弟と著しく差別する、兄弟に虐待行為を行うなど。



「これも児童虐待にあたります」

- ・保護者以外の同居人による虐待を放置すること(ネグレクト)。
- ・子どもの目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力)を行うこと。

しつけと言って体罰をすることは許されません

児童虐待防止対策の強化のため、関連する法律が令和2年4月1日より改正施行され、民法でも親権者がこどものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されました。

最近の研究では虐待を受けることで、心身の発達に悪影響を与えることがはっきりわかってきました。

変だと思ったら、いつもと違うと思ったら、すぐ連絡を！

子どもの様子

- ・悲鳴や叫び声が聞こえる
- ・不自然な外傷やあざ、やけどがある
- ・身体や洋服がいつも汚れている
- ・栄養不足で顔色が悪い
- ・家に帰りたがらない(帰宅拒否)

保護者の様子

- ・小さな子どもを残してよく外出する
- ・子どもの登園、登校をさせない
- ・十分な食事を与えない
- ・地域や隣近所との交流がない
- ・保護者の怒鳴り声がある

子どものSOSに気づきましょう。子どもは自分から「助けて」とは言えません。

- ・気付いた大人が、子どもを助けてあげましょう。
- ・「児童虐待かな」と思ったら、迷わず下記へ連絡してください。
- ・連絡したことで守秘義務違反に問われることはありません。また、連絡した人が特定されてしまうような情報は決してもらしません。
- ・通報を受けたら、事実関係を調査したうえで、必要に応じて児童相談所が児童を一時保護し、安全を確保します。また、養育に関する支援、指導を行います。

主な相談・連絡先

子どもサポートセンター(子ども家庭支援課) ☎71-0450
 長野県佐久児童相談所 ☎0267-67-3437
 佐久市岩村田3152-1

●土曜・日曜・祝祭日・時間外の相談・連絡先

- ・児童虐待・児童相談所 全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)
- ・DV 24時間ホットライン ☎026-219-2413



保護者の方へ

大切な子どもを傷つけないためにも、子育ての全てをひとりで抱え込まないで！
 悩みは相談しましょう。

